

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）24条9項において準用する同条3項の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が令和3年3月30日付けの保護申請却下通知書により、請求人に対して行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

私は高校時代までの両親が原因で精神病になり、〇〇区では今年2月まで生活保護を受給しました。両親は別居しており、〇〇の祖母宅に母と妹が住んでいました。何度か戻ろうと考えましたが、母祖母には突き返されました。

2月7日に〇〇区の賃貸の契約更新が来、更新料が発生するため契約終了し、実家に戻ると決めました。去年この家に誰も住んでいないことがわかりました。母祖母は連絡も取れず、私を入れようとしなかったので、住所を移し、鍵業者に鍵を壊してもらい入りました。

受給中、両親に対して、損害賠償と扶養料請求の交渉を弁護士に依頼していました。損害賠償は取りにくく、扶養は取れるため2件となりました。今回本人が実家に入ったことと期限等により、依頼終了になり、それぞれ13万、4.3万、計17.3万の分割支払い請求が来ました。これは費用が払われれば保護を終了できるものであり、保護廃止に直結する請求であるため、費用は生活保護から出されるべきなのではないかと思えます。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和4年6月9日	諮問
令和4年7月25日	審議（第68回第3部会）
令和4年8月22日	審議（第69回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・保護の基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たす

ことのできない不足分を補う程度において行うものとするとし、保護費は、保護基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるとしている。

(2) 保護の種類

法 1 1 条 1 項は、保護の種類として、生活扶助（1号）、教育扶助（2号）、住宅扶助（3号）、医療扶助（4号）、介護扶助（5号）、出産扶助（6号）、生業扶助（7号）及び葬祭扶助（8号）を挙げ、法 1 2 条から 1 8 条までの各規定において、各扶助の対象とその範囲を定めている。

なお、法 1 2 条は、生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、次の事項（衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの（1号）及び移送（2号））の範囲内において行われる旨を定めている。

(3) 保護の変更の申請に対する決定・通知

法 2 4 条 9 項により準用される同条 3 項は、保護の実施機関は、保護の変更の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないものとしている。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、本件申請を受け、その内容が損害賠償請求及び扶養料請求に係る弁護士費用であったことから、生活保護の支給項目がないことを理由として、本件処分により、本件申請を却下したことが認められる。

法は、保護の種類として 8 種の扶助を挙げ、その対象と範囲を限定的に定めているが（法 1 1 条から 1 8 条まで）、その中に損害賠償請求等に係る弁護士費用に対応する扶助はなく、保護基準にも該当する項目は見当たらない。

また、法が、生活に困窮する者がその最低限度の生活を維持するために、保護基準に従って保護費を具体的に決定するものとしていることからすれば（法 4 条 1 項及び 8 条 1 項）、法が損害賠償請

求等に係る弁護士費用を保護費として支給することを想定しているものとも解されない。

そうすると、処分庁が、「支給項目がないため。」として本件申請を却下したこと（本件処分）は、上記1の法令等の定めにも則った適正なものというべきであり、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり主張する。しかし、本件処分が法令等の定めにも則り適正に行われたと認められることは上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

羽根一成、加々美光子、青木淳一